

◆基幹相談支援センターの設置について【資料4】

質問者	意見・質問等	回答・状況等
勝本委員	<p>① センターの設置数について 資料では、現「熊本市障がい者相談支援センター」に機能を付加して、基幹相談支援センターとして設置するイメージであるが、9か所(東・南・北・中央が2か所、西が1か所)という設置数の妥当性について現在の計画相談保有数を単純に比較しただけでも、件数の偏重がある。各区の障がい児者ニーズの把握が充分なされて、区毎の設置数は上記となっているのか？</p> <p>資料によると基幹相談支援センターの人員配置は一定となっており、このことを考えると各区のニーズに応じた設置数が求められるのではないか。基幹相談支援センターが地域の障がい福祉の中核となるためには地域のニーズの把握が前提で、それらに応じた区毎の配置数の設定が必要では？</p> <p>たとえば、地域包括支援センターであれば、担当地域の高齢者人口によって相談員の数に変動がある。障がい児者数の把握については、手帳の所持者数あるいは福祉サービス受給者数だけの把握では困難だと思う。しかし、地域支援員の役割として「地域において支援を必要とする障がい者を見出し、相談につなげる」ことがある。であれば、「地域の中で支援を必要とする障がい者を見出す」ことが単純に配置数を一律にして十分に対応できるかという疑問が残る。</p>	<p>まず、平成27年度の委託化に際してのセンター設置数の検討時において、他都市の状況を調査したところ、イレギュラーな都市を除くと、1事業所あたりの人口は約95,000人であった。それを本市の各区の人口と照らし、また地域性や面積等を勘案して、西区が1箇所、その他の区は2ヶ所とした。</p> <p>平成30年度からも現在と同様の配置とし、人員配置も一律とするよう考えている。現状を分析する中で、十分な支援が見込めないのであれば、人口や障害者手帳所持者数等に応じた相談員の加配等を選択肢に入れることも検討したい。</p>
勝本委員	<p>② 相談支援機能強化員と地域支援員の業務について 資料では、支障がない範囲で双方の業務が実施可能(相談支援機能強化員は⑭～⑰、地域支援員は①～⑨、⑩～⑬)となっており、「センター全体の進行管理及び総括」以外は、ほぼ、同じ業務ができるイメージである。双方の連携は当然のことながら、各々の業務(重なる部分とそれぞれの固有部分)の明確化が必要ではないか。もし、具体的に想定されているならご教示願いたい。</p>	<p>まず、地域支援事業(仮)には、地域の関係者との連携強化の取り組みや災害時の支援等、現在相談支援機能強化員が行っているものも含まれている。これらは平成30年度からは地域支援員が主となって進めていただくものの、これまでの取り組みを引き続き実施する上において、相談支援機能強化員が業務に携わる余地を設けたものである。</p> <p>一方、地域支援員の障がい者相談支援事業と相談支援機能強化事業の実施については、地域支援員が地域の関係者等と関わる中で、サービスの利用等、支援が必要な方が発見された場合の支援や、区のネットワークづくり等に携われるようにした。</p> <p>ただし、いずれも主となる業務に支障がない範囲での実施を想定しており、相談支援機能強化員が中心となり、全体業務を把握した上で役割分担を行っていただきたいと考えている。</p>

質問者	意見・質問等	回答・状況等
勝本委員	<p>③ 計画相談件数について</p> <p>資料では計画相談件数を1事業所あたり上限50件としてあり、制限件数超過分について経過期間を設けてあるものの、他事業所への引き継ぎが現実的に可能か？現委託事業所の保有件数から懸念があるのだが（資料文中にある自事業所への引継ぎ・・・とは何か）</p>	<p>資料に記載のとおり、委託相談支援事業所が本来業務に支障が出ないよう、計画相談の保有件数を平成27年から2年間で相談員1名あたり20件まで減らすこととしていたが、熊本地震の影響により、制限を撤廃したところ。今回の見直しを機に改めて制限を行うこととした。</p> <p>引継ぎ先としては、自事業所または他の指定特定相談支援事業所を想定している。自事業所への引継ぎとは、スライド番号10(2)人員配置の図をご覧いただくとわかるように、同じ建物に委託業務を行う者と、指定特定相談支援事業所として計画相談を専門に行う者の両方がいるので、計画相談専従の方へ業務を引き継いでいただくという意味である。</p> <p>ご指摘のとおり、指定のみの事業所が既に多くのケースを持っており、また、別事業所へ引き継ぐと利用者への影響も大きいことから、可能な範囲で自事業所内での引継ぎをお願いしたい。</p> <p>現在の委託相談支援事業所には多くのケースを持っている事業所もあり、引継ぎが困難な所もあると思われるが、基幹相談支援センターとしての業務を全うできるよう、ある程度制限は必要であると考えている。</p>